

処分基準の一部改正

公開日 2012年08月13日

1 規則等の題名

処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

別添のとおり

3 公募した規則等の概要

古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に係る処分基準のモデルについて、全国的に古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業の許可件数の増加、大手企業の参入、最近の犯罪発生状況、各営業に対する行政処分の増加等を踏まえ、警察庁において法令の改正に伴う見直しが行われたことから、本県においても同モデル基準に基づき処分基準の一部を改正しようとするもので、法令違反行為等の量定の基準表については、全体として罰則の重さに応じた営業停止期間となるよう見直すとともに、他法令違反に係る量定について法令違反行為を個別に列挙することにより、より適切な営業停止命令を行うことができるようにするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日 - 平成24年8月13日（月曜日）

6 結果の公示日 - 平成24年8月13日（月曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

平成24年6月25日（月曜日）から平成24年7月24日（火曜日）まで

8 提出された意見の数 - 0 件

9 結果の概要

平成24年6月25日（月曜日）から平成24年7月24日（火曜日）までパブリックコメントを実施したところ、本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

TEL：088－826－0110（内線3024）

別添

根拠法令・条項

1 高知県行政手続条例

第12条第1項

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）

・ 第6条（許可の取消し）

・ 第21条（差止め）

・ 第21条の7（競りの中止）

・ 第23条（指示）

・ 第24条（営業の停止）

3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）

第23条（差止）

第25条第1項（許可の取消し又は停止）

4 警備業法（昭和47年法律第117号）

第8条（認定の取消し）

第22条第7項（警備員指導教育責任者資格者証の返納命令）

第23条第5項（合格証明書の返納命令）

第42条第3項（機械警備業務管理者資格者証の返納命令）

第48条（指示）

第49条第1項（営業の停止等）

5 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第80号）

・ 第14条（指示）

・ 第15条第1項（営業の停止等）